

# 令和5年度 鎌倉市集団指導講習

---

# 各種届出の電子申請化について

---

# 各種届出の電子申請化について

---

令和6年4月から電子申請のみの受付となります

- 1 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について
- 2 認定有効期間の半数を超える短期入所の利用について

※その他届出については現状のままとなります。

# 各種届出の電子申請化について

---

令和6年度中に電子申請となるもの(令和6年9月予定)

## 1 事業所指定の新規・更新申請等

※詳細が決まり次第、周知を行います。

# サービス計画書における 災害時の避難場所の記載について

---

# サービス計画書における 災害時の避難場所の記載について

---

鎌倉ケアマネ連絡会と災害をテーマとする話し合いを行っている。



災害時における、避難行動や事業所間の情報共有が課題



要支援者の所在地、状態などの状況共有の必要性

# サービス計画書における 災害時の避難場所の記載について

---

試験的な取り組みとして、

サービス計画書に利用者の避難場所の記載をお願いしたい。



ケアマネージャーと利用者が災害時の対応について話し合う機会ができ、サービス提供事業者が、災害時に利用者がどこにいるのかをスムーズに把握することが出来る

第1表

## 居宅サービス計画書（1）

作成年月日 令和6年1月20日

初回・紹介  継続 認定済  申請中

利用者名 A 殿 生年月日 昭和13年5月1日 住所 神奈川県鎌倉市

居宅サービス計画作成者氏名 ○○ ○○

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 A居宅介護支援事業所・神奈川県鎌倉市

居宅サービス計画作成（変更）日 令和6年1月20日 初回居宅サービス計画作成日 平成30年3月20日

認定日 令和6年1月6日 認定の有効期間 令和6年2月1日～令和8年1月31日

要介護状態区分 要介護1 ・  要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果	本人：先日、間違えてごみを出してしまったとき、近所の人に教えてもらい、助かりました。平成29年に妻が亡くなり1人暮らしになってしまったので、自分でできること（調理・洗濯・散歩）はして、長年暮らしてきたこの家を守っていこうと思います。
	長女：最近、電話で話していると忘れっぽくなったと感じ、心配になります。生活環境を変えてしまうと混乱するので、長年暮らしてきた家で、できる範囲の家事（特に調理）を行いながら生活を続けてほしいです。私も都合がつくときは、美術館や父の好きな花を見に連れて行きたいと思います。
	今後の方向性： 自宅を守っていくためにも、いま、行っていること（調理や洗濯など）を継続して行っていきましょう。忘れっぽいという点については、ご自分でも「一つひとつ確認」するようにしていただき、支援チームも一緒に確認できるような工夫を提案していきたいです。

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の決定 記載なし

総合的な援助の方針	ご本人にも自覚がありますが、「忘れっぽい」ことが増え、家事(特に洗濯とゴミ出し) をすることを忘れてしまうことがあります。支援チームは、家事（洗濯とゴミ出し）の状況を確認させていただき、ゴミ出し時や洗濯物を干すときの声かけ、冷蔵庫内の賞味期限の確認などを行います。
	風水害避難場所：○○小学校 震災時避難場所：○○小学校

生活援助中心型の算定理由  1. 一人暮らし  2. 家族等が障害、疾病等  3. その他（ ）

居宅サービス計画書について説明を受け、内容に同意し交付を受けました。	説明・同意日 年 月 日	利用者署名
	(代筆者氏名)	(続柄)



# 入退院時情報提供書について

---

# 入退院時情報提供書について

---

要介護者（要支援者）が、住み慣れた地域で安心して在宅療養生活を送るためには、ケアマネジャーをはじめとする、介護事業者と医療機関が多職種間で効率的な連携をとることが重要です。

書式が以前作られたものであり、見直しが必要な時期となっているため、関係機関と協議の上、記載内容の修正をおこないました。

変更したものは4月以降鎌倉市のHPに掲載されるため、各自必ずご確認ください。

# 暫定ケアプランの作成について

---

# 暫定ケアプランの作成について

---

要介護・要支援認定の新規申請者等が、認定前にサービスの利用をする場合については、暫定ケアプランを作成し、サービス利用することとなっていますが、認定結果が見込みと異なった場合は、暫定ケアプランをケアプランとみなすことができないため、利用者の償還払いとなっています。

認定結果が見込みと異なった場合でも利用者に給付がなされるように、暫定ケアプランを自己作成扱い（以下「セルフケアプラン」という。）できるようにすることについて検討した結果、令和5年（2023年）7月3日（月）から暫定ケアプランをセルフケアプランとし、市が給付管理を行うことも可能となっています。

介護保険最新情報を  
必ずご確認ください

---

# 介護保険最新情報を必ずご確認ください

---

介護保険最新情報Vol.1214(介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について)

介護保険最新情報Vol.1217(リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について)

介護保険最新情報Vol.1218(生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について)

介護保険最新情報Vol.1219(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について)

## 介護保険最新情報を必ずご確認ください

---

介護保険最新情報Vol.1225(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について)

介護保険最新情報Vol.1226(「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A(第1版)」の送付について)

※随時更新されています。